

# 進路だより

群馬県立しらがね特別支援学校  
6・7月合併号  
令和4年7月19日発行

## ◆ 高等部1年生進路ガイダンスが行われました

5月27日（金）に高等部1年生対象に、進路ガイダンスが行われました。

進路指導主事が「高等部卒業後の進路先とこれからの学校生活」について話した後、就労継続支援事業所ブルーオーシャン 小池 長寿 様に「就労するために学校生活で身に付けてほしいこと」と題して御講演をいただきました。就労支援施設の概要や実際の事例から報告、相談の必要性を学ぶ良い機会となりました。

保護者の方にも17名参加いただきました。ありがとうございました。生徒の卒業後の生活を考える一つの材料としていただきたいと思います。



## ◆ 第1回校内・校外就業体験

5月30日（月）～6月10日（金）まで、高等部の第1回校内・校外就業体験が行われました。1年生にとっては初めての校内就業体験でした。準備の仕方やあいさつ、報告、連絡の仕方など各工場で学習し、実際の作業の中で実践を行いました。1時間の立ち仕事で立ってられず座って作業する生徒や注意を受けたことで悔しくて涙を見せてしまった生徒もいましたが、2週間の中で成長していく姿も多く見られました。また校外就業体験では警戒レベルも下がり、多くの事業所で就業体験を行うことができました。今回の就業体験でのそれぞれの課題を今後の作業や就業体験の中で改善して行ってほしいと思います。

中学部では6月13日（月）～17日（金）まで校内就業体験が行われました。請負作業、農耕作業、清掃作業を1週間頑張ってやりきることができました。今回の就業体験で学んだことを今後の生活や第2回の就業体験につなげてほしいと思います。



◆ 福祉サービス事業所等の利用申込の流れ（高等部3年生対象）

学校 8月末まで	卒業後に <b>福祉サービス事業所の利用</b> を希望する生徒が、7月の時点でどの事業所を希望しているのかを調査し、各事業所に連絡をします。それに伴う、 <b>利用見込アンケート</b> を取ります。（8月18日締切） *第1希望の事業所に利用が決定するものではありません。見学したい事業所があれば、担任や進路指導主事に遠慮なく御相談ください。
保護者 9月1日から 11月10日まで	居住地の市町村福祉課の「 <b>利用希望申込書</b> 」に希望する事業所の施設名や利用サービスを記載し、申込をします。希望事業所は3か所までです。入所支援を希望する場合も「 <b>支援施設等入所申込書</b> 」の提出をします。
市町村の福祉課 * <b>障害支援区分認定について</b>	受け付けた「利用希望申込書」に基づき、市町村が各事業所に申込書を提出します。 利用する本人について、80項目の障害支援区分認定を行います。市町村によって実施方法や時期が異なりますので、各市町村福祉課にお尋ねください。
各サービス支援事業所	12月中旬をめどに、事業所から受入状況が市町村に連絡されます。その後、市町村から保護者と学校に受入の状況が連絡されます。

サービス支援事業所を決定するときや、利用事業所が決定した後の支援等の計画を立てる際、相談支援事業所の相談員の協力が必要です。早い段階で市町村の福祉課に相談をするとともに、相談支援事業所を決めておくことが良いと思います。

◆ 高等部第2回校外就業体験について

【 福祉サービス事業所で実習する場合 】

- ① 7月下旬までに県内の学校間で実習先の調整を行い、その後2学期の実習を受入れてもらえるかどうか事業所に確認をします。
- ② 受入の確認ができた後、担任から家庭に実習の打合せ日時について連絡をします。担任と打合せ日時等を決めてください。
- ③ 打合せは、8月中に行います。出勤時間や退勤時間、昼食代の支払い方法等を確認します。

【 会社等で実習する場合 】

- ① 進路指導主事が実習先に連絡をし、受入の確認をします。
- ② 実習先で生徒の面接を行います。
- ③ 面接の後、担任から家庭に実習の打合せについて連絡をします。担任と打合せ日を決めてください。通勤練習の日も決めます。
- ④ 打合せは、8月中に行います。通勤方法や出勤時間や退勤時間等確認します。上記はおよその流れですが、御承知おきください。9月5日からの実習では、初日の挨拶や最終日の反省会に参加していただくようお願いします。